

## 退職（失業）による 特例免除制度をご利用ください

厚生年金（共済年金）に加入していた60歳未満の方が退職（失業）されると、役場で国民年金の加入手続きを行い、月額14,980円（平成24年度の金額）の保険料を納めることになります。ただし、保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される特例免除制度があります。

この制度は、退職（失業）した年度と翌年度に限り、利用することができます。

### メリット1 保険料を一部納付したのと同じ！

保険料の納付を免除された期間の年金額の計算は、保険料を納付した場合の3分の1（支給割合は、国会で審議中です。）となります。

### メリット2 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障がいが残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間は支給対象の期間とされます。

### メリット3 退職（失業）された方の所得を除外して審査！

通常は申請者本人と配偶者、世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職（失業）された方の所得を審査の対象から除きます。（配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは保険料免除が認められない場合があります。）

#### ○手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ③失業を確認できる公的機関の証明の写し（雇用保険受給資格者証、離職票など）

#### ○手続きと相談先

役場保険医療課または岐阜南年金事務所



## 9月9日は救急の日

救急医療に関する皆さんの知識と技術の水準をより向上、充実させる趣旨のもとに制定され、活動を行っています。

羽島郡広域連合では、羽島郡内に在住、在勤、在学の方を対象に、日曜普通救命講習を毎月第2日曜日に行っています。心肺蘇生法、AEDの取扱い、異物の除去や止血法といった生命の維持に関する講習が受講できます。

企業や自治体、仲間同士のグループで多数の方が救命講習の受講を希望される場合は、消防職員が出向し、講習を行うこともできます。また、救命講習のほかに、応急処置や水難救

助講習があり、傷病者の搬送法や乳幼児の心肺蘇生法などが学べます。

全国では、救命講習を受講された方が、心肺停止の現場に居合わせ、的確な救命処置で救われた命があります。一人でも多くの方が、救命講習を受講されるようお願いします。

また、突然の事態に対処できるよう、日ごろから救急医療の知識、技術の向上をしましょう。

【問合先】羽島郡広域連合消防本部

☎388-1195

